

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	横 山 正 人
同	中 山 大 輔

### 住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和 3 年 7 月 7 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、請求人自身による住民監査請求（令和 3 年 4 月 12 日受付）に対し監査委員が行った、監査を実施しない旨の決定について、「この請求を却下したことは、地方自治法第 242 条住民監査請求に違反し、同法第 2 条第 17 項により無効です」として、「令和 3 年 4 月 12 日受付第 5 号 横浜市職員措置請求書に基づく、監査のやり直しを、請求します」と主張しています。

東京地裁昭和 52 年 4 月 26 日判決は「住民監査請求を不適法として却下する監査委員の応答は住民訴訟の対象事項たる地方公共団体の執行機関等の財務会計上の行為には該当しない」と判示しています。このことから、本件請求において請求人が述べている「請求を却下したこと」は財務会計上の行為には該当しません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。